

昭和42年9月25日京都市交通局公告（京都市交通局の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定について）の一部を平成24年4月1日から次のように改めます。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

第2項第16号中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、同項中第18号を削り、第19号を18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とする。

(交通局企画総務部財務課)